

京都市人権文化推進計画【改訂版】概要

(計画年度：平成27(2015)～令和6(2024)年度＜令和2年3月改訂＞)



京都市では、これまでから「人権文化の息づくまち」の実現に向け、市民の皆様と共に取り組んできました。

一方、地域社会からの孤立、職場でのハラスメント、LGBT等の性的少数者に対する理解や社会参加など、社会情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした情勢を踏まえ、外部の専門家や、市民の皆様からのご意見をいただきながら、様々な人権課題への取組を効果的に推進するため、同計画の改訂を行いました。

これからも、本計画の下、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち」に向けて、共に取り組んでまいりましょう。

(主な改訂点)

- ・ 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法等の法制度の整備を反映
- ・ 「刑を終えて更生を目指す人」及び「LGBT等の性的少数者の人権尊重」について、この間の社会情勢や本市の取組状況等を踏まえ、単独の【重要課題】に位置付け
- ・ 「北朝鮮当局による拉致問題等」について、解決に向けて国民の関心と認識を深めることが重要なため、【様々な課題】に新たに記載

第1章 基本的な考え方

・ 人権の基本的な考え方

- (1) 個人の尊厳を守り、可能性を伸ばす ～かがやく～
- (2) 互いの人権の尊重 ～つながり、わかりあう～
- (3) 人権の普遍性と日常性 ～たすけあう～

- ・ **計画期間** 平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間
改訂時期：令和2年3月

・ 計画の目標～令和6(2024)年度の目指す姿

- 市民や企業・団体等が、人権文化の息づくまちを目指して、家庭、地域、職場等において、自らが行動する社会
- ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮することができる機会が保障されて、また、そのために互いを認め合い、つながりを持ち、支え合う社会
- 人権に関わる問題が発生した場合に、市民が安心して相談をすることができ、また、救済を受けられる体制が整備されている社会

・ 人権施策の基本理念と基本方針

- **基本理念**

ひとがつながり みんなでつくる
やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

○ 基本方針

- ア 市民との協働による人権文化の土壌づくり
- イ 人権尊重の理念を基調とした行政の推進
- ウ 社会状況に対応した戦略的な人権施策の推進
- エ 各部局の連携による総合的な人権施策の推進

暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う「人権文化の息づく」まちづくりは、「SDGs」の理念と共通しています。



京都市
CITY OF KYOTO

第2章 各重要課題

重要課題	施策の方向性
女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	女性、男性が共に等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、雇用・意思決定の場・家庭生活等への男女の均等な参画を促進するとともに、重大な人権侵害であるDV等の根絶に向けた取組を進めます。
子どもを共に育む社会づくり	「子どもを共に育む京都市民憲章」、「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づく取組、「子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」、「児童虐待対策の推進」などの取組を進め、更に充実を図ります。
高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	高齢者の尊厳が保たれ、高齢者ひとりひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作ります。
障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくり、相談支援体制の強化等を進め、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを推進します。
ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めます。
多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	外国籍市民をはじめとする多様な文化的背景を持つ人を含めた全ての人が笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、また、知識や能力をいかして地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送れ、来訪者が安心して観光できるまちづくりを進めます。
安心して働き続けられる職場づくり	働く意思のある人が、安心して働くことができ、また、その能力を十分発揮して仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる職場の環境づくりを働き掛けます。
感染症患者等の人権尊重	「正しい知識と感染症患者等の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進」などの取組を進め、H I V陽性者等の感染症患者等に対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現を目指します。
犯罪被害者等の人権尊重	犯罪被害者やその家族又は遺族が元の平穏な生活を取り戻すため、社会全体でしっかりと支え、また、ひとりひとりが犯罪被害者の置かれている状況を理解し、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。
<u>充実</u> <u>刑を終えて更生を目指す人</u>	「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進します。
ホームレスの人権尊重と自立支援	「総合的な支援」、「自立支援施策の推進」、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」などの取組を進め、「ホームレス自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に取組を進めます。
高度情報化社会における人権尊重	安心してインターネットを利用するための環境づくりに取り組むとともに、個人のプライバシーを守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための取組を進めます。
<u>充実</u> <u>L G B T等の性的少数者の人権尊重</u>	多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない共生社会の実現に向け、性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進するための取組を進めます。
様々な課題 アイヌの人々／婚外子／ <u>新規</u> 北朝鮮当局による拉致問題等／東日本大震災等に起因する人権問題	社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が見受けられるようになってきており、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組みます。

第3章 人権施策の推進

人権に関する施策を「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の3つに分類し、それぞれ重点的に取り組むことを掲げています。

1 教育・啓発

市民ひとりひとりが、自分や周りの人の人権の大切さを知り、人権文化をつくっていくために、人権教育・啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体などと協力して、対象に応じて、きめ細かく効果的に進めていきます。

① 人権教育

家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の実践や取組等を通じて、大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育の推進を図ります。

学校などでの人権教育

人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもたちの育成に努めます。

社会教育

人権問題を社会全体の問題として、全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図ります。

② 人権啓発

市民への啓発

人権に対する関心を持ってもらえるよう、「広報」に重点的に取り組みます。そのうえで、「学習機会の提供」や、市民の「自主的な取組の支援」に重点を移します。

企業・団体等への啓発

企業などには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現やハラスメント（嫌がらせ、いじめ）防止など、人権の視点からの取組が期待されています。頑張って取り組む企業等への支援を進めます。

京都は「学生のまち」です。学生や大学への情報提供、学生の取組への支援、学生と連携した事業も行っています。

具体的な取組例

- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報の発信
- ・ライフステージや人権上の課題に応じた啓発活動の実施

人権教育・啓発の取組推進のイメージ

ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

人権文化の息づく
まちづくりに向け
自らが行動

市民

- ・人権問題への気付き、学習
- ・人権尊重を基盤とした行動
- ・人権に関する自主的な啓発等の取組

企業・団体等

- ・人権尊重を基盤とする組織としての活動や社内教育
- ・地域の一員としての取組

連携

教育・啓発
支援・連携

京都市

- ・家庭・学校等・社会教育における人権教育の取組
- ・市民、企業・団体等への人権啓発の取組

大学・研究機関

連携

連携

関係機関

（京都地方法務局、京都府、京都人権擁護委員協議会……）

2 保障

虐待や差別、社会参加を阻まれているなど、人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい人々の状況を改善していくための「人権保障」の取組を進めます。具体的な取組は、それぞれの各重要課題における分野別計画等の取組に基づいて進めます。

3 相談・救済

市民が、人権上の問題が起きたときに、適切な機関・窓口で相談ができるよう、相談体制を充実させます。また、その周知と関係機関によるネットワークを強化し、窓口が十分に活用され、スムーズな相談・救済が行われるよう努めます。

- 各種の相談に応えられる体制の充実
- 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実
- 人権擁護委員活動との連携
- 相談機関等に関する情報の周知

相談や調査などを行う人権擁護委員の活動を広く知ってもらうとともに、活動が更に充実されるよう京都市方法務局と連携を図ります。

第4章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理などを掲げています。

計画の内容を市役所内の「人権文化推進会議」を中心に関係部局で協力して進めます。併せて国、京都府などの行政機関や企業、NPOなどとも連携していきます。また、毎年、事業計画の作成と取組実績の取りまとめを行い、外部の視点からの点検を行う「京都市人権文化推進懇話会」において評価をしていただきます。

計画について詳しくは、計画本冊をご覧ください。

京都市共生社会推進室人権文化推進担当で配布している冊子



京都市人権文化推進計画
【改訂版】



人権総合情報誌
きょう☆COLOR

人権の旬な話題満載。
5月と12月に発行。

人権に関する相談窓口
をまとめています。



京都市人権相談マップ

※共生社会推進室ホームページにも掲載しています。 京都市 人権文化 で検索してください。

京都市人権文化推進計画【改訂版】**概要** 令和2年3月

担当：京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65

京都朝日ビル8階

TEL：075-366-0322

FAX：075-366-0139

電子メール：jinken@city.kyoto.lg.jp



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。